

## ① 税額について

令和6年度の軽自動車税(種別割)各税額は次のとおりです。

### 三輪および四輪以上の軽自動車の税額

初度検査(※)の時期により、「税額1」、「税額2」、「税額3」のいずれかの税額になります。

軽自動車	車種	税額			
		税額1	税額2	税額3	
四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	三輪		3,100円	3,900円	4,600円

**税額1** 平成27年3月31日以前に初度検査を受けた車両に適用されます。ただし、初度検査から13年を経過すると「税額3」が適用されます。

**税額2** 平成27年4月1日以降に初度検査を受けた車両に適用されます。ただし、初度検査から13年を経過すると「税額3」が適用されます。

**税額3** 賦課期日(4月1日)時点で初度検査から13年を経過している車両に適用されます。ただし、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール(混合メタノールを含む)自動車、ハイブリッド自動車、被けん引車に関しては、「税額3」は適用されません。  
※初度検査とは、最初の新規検査のことであり、今までに車両番号の指定を受けたことのない車両を新たに使用する時に受ける検査のことです。



### 〈参考:税額3の適用開始年度〉

初度検査年月は自動車検査証に記載されています。

初度検査	税額3適用開始年度
平成22年4月～平成23年3月	令和6年度
平成23年4月～平成24年3月	令和7年度
平成24年4月～平成25年3月	令和8年度

### 原動機付自転車等の税額



原動機付自転車等の税額	車種	税額
原動機付自転車	二輪で総排気量が50cc以下または0.6kw以下のもの(特定小型原動機付自転車を含む。またミニカーに該当するものは除く。)	2,000円
	二輪で総排気量が50ccを超え90cc以下	2,000円
	二輪で総排気量が90ccを超え125cc以下	2,400円
	ミニカー(特定小型原動機付自転車を除く)	3,700円
二輪軽自動車	二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
二輪小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	6,000円

## ② グリーン化特例

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に初度検査を受けた三輪および四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有するものについては、翌年度に限り特例措置(グリーン化特例)が適用され、税額が軽減されます。(ただし、下記の税額ウについては、令和7年3月31日までに最初の初度検査を受けたもの)

軽自動車	車種	グリーン化特例による軽減後税額			
		税額ア	税額イ	税額ウ	
四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	軽減対象外	軽減対象外
	貨物用	営業用	1,000円	軽減対象外	軽減対象外
		自家用	1,300円	軽減対象外	軽減対象外
	三輪		1,000円	2,000円	3,000円

**税額ア** 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合、または平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス10%低減)について税額が概ね75%減となります。

**税額イ** 平成30年排出ガス50%低減または平成17年排出ガス75%低減達成車のうち、令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%以上達成車について税額が概ね50%減となります。

**税額ウ** 平成30年排出ガス50%低減または平成17年排出ガス75%低減達成車のうち、令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%以上達成車について税額が概ね25%減となります。  
※燃費基準値については自動車検査証に記載されています。  
※三輪の税額イおよびウについては営業用の常用のものに限ります。

## ① 福祉センターの利用料金改定などのお知らせ

問 長寿保険課(役場2階) ☎823-9609 FAX.823-9627

令和6年4月から福祉センターの利用方法や料金が変わります。



### ●福祉センターの利用料金の改定について

現在利用されている人の利便性の向上だけでなく、幅広い年齢層の新規利用者を増やしていくことをめざし、今後、指定管理者などと協力して、より魅力的で効果的な事業を実施するため、利用料金の一部を令和6年4月から改定することになりました。

### 健康増進プール(高齢者いきいき活動ポイント付与対象)

区分(※)	改定前	改定後(減免後)	
小人	200円	200円	
大人	410円	400円	
高齢者	町内者	—	100円
	それ以外	—	400円

### 筋力向上トレーニングルーム(高齢者いきいき活動ポイント付与対象)

区分(※)	改定前	改定後
大人	—	300円
高齢者	—	100円

※小 人…18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人(例:小、中、高校生)

高齢者…65歳以上の人

大 人…小人または高齢者以外の人(例:18歳(高校生を除く)以上65歳未満の人)

減免規程についても一部改定しています。

くわしくは海田町ホームページを確認するか、長寿保険課まで問い合わせてください。

### ●健康増進プールの回数券について

既に交付している健康増進プールの回数券が使用できなくなります。そのため、次の期間で返金手続きを受け付けますので、回数券を持っている人は福祉センター窓口まで申し出てください。(問い合わせ先:福祉センター ☎823-7500)

期 間:3月26日(火)まで(土・日曜日、祝日を除く)

時 間:9時～17時

持 ち 物:回数券および認印

返金方法:確認後、福祉センター窓口にて即日返金します。

そ の 他:受け付け期間終了後の返金はできません。

なお、4月以降に利用できる回数券も別途販売する予定です。(販売方法などの詳細が決まり次第お知らせします)



くわしくは随時海田町ホームページへ掲載します。